

る、廣大無邊の愛を感謝し、此の献物の報酬として、其の愛を賜はらん事を願ひ、尙ほ活る人と死せる人との、種々の需用の爲めに、祈らねばならぬ。

第二十九 悔悛の秘蹟

善き告白をするには、必要の條件種々あり
先づ神の誠、及び自己の務に就て、詳しく糺明せねばならぬ。百端の罪を見て、假令小罪に過ぎざらぬ。

るものであつても、之れを犯した事を、強く残念に思ふて、如何に神の威稜に背いたものであるか如何に斯まで善良なる神、斯まで人を愛したまふ神に對して、忘恩の沙汰であるかを考へ、之れに由りて己れを輕んじ、己れに對して憤り、斯う己れを咎めねばならぬ「嗚呼、我れは愚なるものかな、斯く天主に感謝の意を表すから、神は我が父にて在し、我れは父のものにして、之れに無より

造られたるにあらずや」と。

次に神に背いた悔後に再び立戻り、辭を續て斯う云はねばならぬ「嗚呼、我れの造主たり天父たり、救主たる御方に背きしは禍なるかな、寧ろ世の有りとあらゆる困難を、凌ぎし方が増しなりき」と。

而して神の尊前に恐入り、耻入り、夫れでも赦したまはんとおの思召なる事を信賴して、斯う申上

げねばならぬ「嗚呼、父よ我れは天にも父にも罪を犯せり、我れは最早御子と呼ばるゝに相應されば、何卒下僕等の數に入れたまへ」と。

尙ほ神に背いた事を、益す痛悔する心を起し、以後は承諾して再び罪を犯すよりは、寧ろ如何なる困難をも、凌ぎたいとの決心を表し、罪を悉く聴罪師に告白して耻入り、深く殘念がつて、最も眞實に、己が罪を陳ずる事なく、他人に罪を負は

す事なく白状せねばならぬ。

告白して後には、斯くまで罪を犯したるに、自ら其の赦を受けんとするよりも早く、神は之れを赦さんとしたまふ事を深く感謝し、之れを機会として、益す、斯く善良なる父に背きしを悔み、以後は同じ罪に再び陥らざる決心を立直し、之が爲めに神の祐助と聖母瑪理亞、守護の天使、保護の聖人の助力とを願はねばならぬ。

第三十 貞操に反する情慾に打勝つ法

他の邪慾に打勝つには、之れを直接に攻撃して、縦や之れに傷けられたりとも、幾度も戦を挑んで飽まで之れを打伏せるやうに爲ねばならぬが、貞操に反する情慾に至つては、雷に之れを引起し、且つ挑むべからざるのみならず、之れを引起さすべきものを注意して、悉く避けねばならぬ、之れに由りて見れば、肉慾の誘惑に勝つには、又た感

覺的情慾を懲すには、戰ふと云ふよりも、寧ろ避けねばならぬのである、夫れ故に早く逃げて、遠く其の機會に離れるに應じて屹と勝を得るのである。

然るに我が生活は、規則も正しく、意志も正しく、既往の經驗によつて見るも、身の堅固なるを覺るに足り、是迄の勝利は尙ほ保證となる事が認められ、又た人と交際するにも、親族の由縁、或

は義理の爲めに過ぎず、危険と云へば大したものもなく、彼れを見ても此れを見ても、實に安心すべきではないか、夫れでも尙ほ避けねばならぬかと云ふに、然り、奴隸を脱れんと欲すれば、是非とも避けねばならぬ。

是れに答へて云はん、幾多の人が其の生涯の機會に逢ひながら、之れに陥らざりしを以て、之れ己れの爲めに、安心すべき譯ならずやと、否

な斯る不用心は、神の判断に任すが宜い、又た自
 己が外觀を以て、事物を判断しては不可、
 幾個かの人は、現に其の墮落したのが、人の目
 に見えぬと雖も、實は哀れに打伏せられて居るの
 である。其所で、自分は、神が聖書を以て、或は
 有名な夥敷聖人の傳を以て、或は目下日々我が
 圍周に見ゆる事を以て、我等に與へたまふ教訓、
 及び模範に服従して、逃げねばならぬ、逃げなが

ら決して振返つて、避ける所のものを、見たり、
 又た考へたりしてはならぬ。斯る場合に於て、一
 目たりとも振返るのは、危険になるのである。
 然し若も危険と成り得る何某と、是非とも逢は
 ねばならぬと云ふ事ならば、其の談話を成る丈け
 神速にして、短くなるやうに爲ねばならぬ、其の
 時は種々と愛らしき挨拶などを爲るよりは、寧ろ
 麁相な方が宜いのである。何故なれば其所には、

罔と云ふものがあつて、邪慾の火に燃やされる危
 驗があるからである。病の起るを待たずして薬を
 用ひよとは最も善き格言であつて之れを忘れては
 ならぬ、決して力の及ばぬ時まで見合せてはなら
 ぬ、早く逃げるが助かりの唯一の道である。
 若し不幸にして、何かの傷を受けて、力の弱る
 事があつたならば、永遠の死を免れる薬は唯だ一
 つ、即ち一刻も早く立上つて、罪と其の結果とを

打亡して了はねばならぬ、聽罪師に少しも包む事
 なく、輕き過失をも顯さねばならぬ、何故なれば
 斯る場合に包むのは、夫れが種になつて、必ず蔓
 るに至るからである。

第卅一 貞操に反する惡徳に負けぬやう何を

避くべきか

貞操に反する情慾の奴隸に陥らざる爲め、避く
 べきものが種々ある、第一に最も避くべきものは

必ず我等を危険に遇はす人々。第二に避くべきものは、是非交際せねばならぬと云ふものでなくして、我等を何歟の危険に逢はせ得べき人々、第三に避くべきものは、先づ種々の訪問、手紙の往復進物、又は漠然たる交際、何故と云ふに斯る交は追々危険の交に變換り易いからである、第四に避くべきものは、情慾を含む談話、又た凡て邪慾を起させ得べき音楽、歌、讀書等である。第五に避

くべきは、被造物に於て求めんとする所の一般の満足、假令ば衣服、家具、美食、又た種々の物に依て生ずる満足である。

之れを避くる事を知つて居る人は少いが、之れを實際に避くる人は一層少いのである。實は斯の如き満足は、往々正當なるに相違なけれど、だんく心を傾けて、快樂を求め、之れを熱望するやうに習はせるのである。夫れで感覺的快樂の誘惑

が起るや、素より人の心に早く感ずるもので、骨
髓に染込み易いものである。夫れが起れば、心は
容易に克己の道を見出さぬやうになるが、之れは
決して怪むに足らぬ、心が何時も満足する所を求
むるに慣れて居るから、克己と云ふ事を僅少しか
知らぬのである。

之れに反して免された満足をも、避け馴れて居
る人は、免されぬ快樂の誘惑に、抵抗する事が甚

だ易く、之れを聞くばかりで、造作もなく逃げる
のである。

第卅二 不幸にして貞操に反する悪徳に負け

た時には何を爲すべきか

若し不幸にして、或は悪心の爲めに、貞操に反
する何かの過失を爲た事があつて、過失に過失を
重ねざらん事を望むならば、早く別に糺明を要す
る事もなく、悔悛の秘蹟に依頼せねばならぬ。此

に於て憚る所なく淡泊に、其の罪を悉く告白して
 與へられる薬と、示される教訓とを、如何に苦く
 如何に憂く見えても、之れを承諾して受けねばな
 らぬ、左様するには如何なる理由、又た如何なる
 口實の下にも、決して之れを延してはならぬ、延
 すと又た新に落度を爲すやうになり、其の落度が
 又た復た事を延さし、而して落度したり、延した
 りして、終に良心に夥き罪を帯びながら、告白

も爲す年月を経るに至る。
 然れば貞操に反する悪徳に對して、結論すべき
 事を、飽まで操返して云ふが、即ち落度を免れる
 には、是非とも逃げねばならぬと云ふ事である。
 心に起る悪念に就ては、假令輕少なるものにし
 ても、或は自己の經驗によつて、輕少であると思
 ふ理由があつても、悪念の極るものと同じやうに、
 神速に防がねばならぬ、之れも告白して、靈魂の

醫者には、悪魔の謀計を明すが宜い。

若し又た不幸にして、何歟の誘惑に負ける事があつたならば、程なく告白して、決して無實の面目の爲めに止められてはならぬ。

第卅三 罪人は一刻も早く改心すべき數箇條の理由

罪人を一刻も早く、神に立歸らすやう、勧めとなるべき第一の理由は、先づ神其物の觀念である

神は取りも直さず最上の善にして、極めて全能全智全善なるものにて在すに、如何にして人が厚かましくも之れに背き、之れに抵抗する事あるべきや。

罪人の身として、之れを審判すべき全能者と争ふのは、愚の甚しき事ではないか、雷に愚なるのみならず、大なる不正且忘恩である、實に何にも成らぬものなる被造物が造物者に背き、下僕た

るものが其の主人に手向ひ、限なき恩を受けたものが其の恩者に逆ひ、子たるものが其の父に反するとは、忍び得べきものであらうか。

第二の理由は、罪人が早く父の家に歸るべき重大なる義務である。放蕩兒が改心して父の家に歸るのは、父の榮譽と成り、家内中の歡喜と成り、隣家近所の者にも天使の爲めにも、大なる歡喜となるのである。

其の子は罪を以て己が父に背き、恩を知らずして之れを悲まして居つたが、心の底より後悔して目に涙を浮べて歸つた時、將來は父の誠を悉く守らうとの、堅き決心あれば、其の欣ばしき志は、父の榮譽と成りて其の心を欣ばせ、非常に憫然がらしめて、其の子の來るを待切れず、之れを入れんとの熱心なる望を以て出迎に走り、其の首に抱き付き、之れに接吻して聖寵の着物を着せ、

其の賜を以て之れを富ますのである。

第三の理由は、自己の利益と云ふ事である。罪人が若し改心せぬならば、何時か改心する事あたはざる時が屹と來ると覺えて、其の時には限もなき地獄の苦に、處せらるべき事を考へねばならぬ。然う云ふ時になつたら、其の最も大なる苦は、即ち罪に誘ふた邪慾の渴望が、益す増加するを覺えて、一つも其の渴望を遂ぐる事あたはず、

限なく自ら招いた罰を受けて、父なる神に打棄られて了うと思へば、實に震ひ慄く筈ではないか。臨終まで改心を延し、或は數年數月の後に之れを延すのは、口實の立たぬ自負心から起る事で、斯る決心は實に愚にして、甚しき惡心を蔽ふのである。最も重大なる困難をば、最も弱つた時に打勝たうと思ふのは、道理に乏しき證據である。何故なれば、罪の中に繼續すれば、罪人は日々改心

に懶けて來るので、罪の癖は益す増長して、第二の天性と成る、然うなつた時には、罪人は益す改心の恵を載く事を、自ら嫌ふを覺えて、神を見下げるが如く、愈よ之れに遠ざかつて、被造物の中に、鐵面皮も悪き満足を求むるのである。而して神に立歸る事を、臨終まで見合せ、日に日に延して、終に天主の御憐みを倦し、要すべき利目の祐助を、斷られるやうになるのである。

改心を延さうとする決心は、愈よ危険きわまる。と云ふ譯が最う一つある、即ち假令罪人は改心し得るとしても、又た利目ある聖寵が得られるとしても、誰も頓死せぬとは請合はれず、或は口の利かれぬやうな病氣に罹るかも知れぬ、然う云ふ例は實に澤山ある。

嗚呼罪人にして此の書を読むならば、請ふ主に頻に叫んで、斯う申上げるが宜い「嗚呼、主よ我

れをして改心せしめたまへ、然らば我れは改心せん、主は我が主にして、我が神に在せばなり」と、
 天父に立歸るまでは、罷めずして頻に祈れ、又た
 激く罪を歎き悲み、神の正義を満足せしめん爲めに、
 困難を與へられる限り、之れを悉く全く甘んじて
 載かうと云ふ志の起るまで、止まずして祈らねばならぬ。

第卅四 神に背きしを現に悔む事を覺えて改

心の恵を求むる法

既に犯した罪を、實際に悔む事を覺えるやうにする最も神良き方法は神の廣大に在す事を默想し
 又た數次證明したまふた善良と、哀憐とを默想する事である。何故なれば、罪を以て反かれたまへる神の徳を考へ、又た神は最上の善にして、得も云はれぬ善良なるもの、善にあらざれば爲したまはず、今まで善の外に爲したまふた事もなく、今

も日々ひびに善ぜんを爲なし、友ともの上うへにも、敵てきの上うへにも、其その惠めぐみを注そぎ、其その光明くわうみやうを照てらしたまふ事ことを思おもひだし、斯かく善良ぜんりやうなる神かみに、我等われらが理由りゆもなく出来でき心こころによつて、無駄むだな無實むじつな樂たのしみを得えんが爲ために、背そむき奉たてまつりし事ことを覺おぼえて、此この觀念くわんねんに心こころを止とどむれば如何いかにしても涙なみだに沈しづまずには居をられぬものである。

然しかれば十字架じよじかの下もとに平伏ひれふして、我等われらに向むかつて語かたりたまふ耶蘇基督ぜすきりすきの御聲おんこゑを聞きかねばならぬ、即すなはち

斯かう仰あやせられる「我われを眺ながめよ、體中からだぢゆうに負おふ所ところの傷きずを一々いちぢく見みよ、此この傷きずを付つけしものは汝なんぢの罪つみにし、て、其その罪つみの爲ために我われは斯かくの如ごとく、酷ひさい目めに遇あはされたり、併しかしながら我われは汝なんぢの神かみ、汝なんぢの造主つくりぬし、汝なんぢの愛深あいふかき救主すくひぬし、且かつ汝なんぢの慈悲じひに満みる父ちちならずや、然さらば立歸たちかへりて我われに來きたれ、汝なんぢの過失あやまちを歎なげき、我われに反そむきし眞まことの痛悔つうかいを起おこして、以後いごは再ふたび罪つみに陷おちるよりは、寧むしろ如何いかなる苦くるしみをも受うけんと、眞心まことこころを

以て決心し、我れに歸れ、我れは汝の贖主なり」と。

次に耶蘇基督を追懐し、茨を冠らせられたる其の頭、葦を握らせられたる其の手、傷だらけになりたる其の體を見て、斯う云はれるを聞けよ「看よ人を、看よ得も云はれぬ寵を以て汝を愛したる人を、其の弄ばれたる嘲笑、其の受けたる無数の傷、其の流したる血は、是れぞ汝の贖の價なり」

り。看よ人を、斯くまで愛を示され、斯くまで數々の恩を受けたるにも拘らず、厚かましくも汝の背きたる人を。看よ人を、此の人は神の憐みにして、之れに贖は豊である、看よ時々刻々に我が身を、其の凡ての勳功と共に、汝の爲め父に献げる人を、看よ天の父の右に坐し、汝の爲めに請願して、汝の取次たる人を、嗚呼何故に斯くまで我れに背くや、何故に我れに歸らざるや、我れに歸れ

我れは雲を散す如く、汝の不義を悉く拂ひ清めた
り」ぞ。

第卅五 數多の人が神に背きしを悔まず基督

教的完徳を離れて徳なく暮しつゝある理由

何故に人が緩き心を以て眠り、身を罪に委ねて
徳を守るべき義務を省みず、之れに聊も力を出さ
ずに居るかといふに、其の理由が種々あつて、重
なるものは次の如くである。先づ人が我れと我が

身を省みず、其の心は如何なる立場にあつて、心
の中に如何なる事が行はれ、誰に司られて居るか
と云ふ事を見ずして、有驚々々して、好奇に、浮
浪々々して、無駄に、月日を送るから、或は正當
な事、善い事に身を委ねて居つて、善徳及び基督
教的完徳に導く事に就ては、少しも氣を付けぬの
である。若し時によつて、其の思が起り、己が靈
魂上の憐なる状態を合點して、神の聲の己れを召

して、悔改むる事を勧めたまふのが、心の中に聞ゆるならば、之れに對して明日々々、後から後か
らと答えるばかり、而して其の期日は度々延引せ
られて、終に來たる事なく、罪人は時何を限りと
もせず、愈よ延引するのである。

或る人は、改心すると云ふ事と、徳を行ふと云
ふ事とは、信心の勤に極るものと想像して、終日
祈禱を唱ふるも、被造物に自己を愛着せしむる猥

な情慾を懲す事には、少しも氣を付けぬのである
或る人は、道德の修業に身を委ねても、前に堅
き基礎を据えずして、建築を爲し、善徳には各自
特別なる基礎のあると云ふ事を知らぬのである。
假令ば謙遜の基礎は、自ら僅なものである實に何
でもないものであると見られ、人にも輕蔑せられ、
自分にも卑しきもの、如くに思ふ望に原くのであ
る、前に此の根柢をした人は、後に謙遜の建物と

なるべき材料と、喜んで受けるやうになる。其の
 料材は即ち世間より蔑に爲られる事、及び謙遜
 の業を爲す機會である。斯る状態であるならば、
 輕蔑せられるのを愛する事が益す増加し、其の輕
 蔑の來る時は、喜んで之れを受け、而して謙遜の
 徳を得るに至るのである。併しながら忘れてはな
 らぬ、第一に天主に向て、聖子の卑しめられた、
 また其の功德によつて、度々謙遜を願はねばなら

ぬ。

偶ま既に述べた事を悉く行ふ者の中に、單に神
 を愛する爲めに、其の聖意に適はんどの、唯一の
 目的を以て、之れを爲さざるものあり。之れに由
 て、徳行を爲すと雖も、其の徳行は衆人に對し、
 又た凡ての場合に於て爲るのではない即ち或る人
 に對しては謙遜者と成り、或る人に對して威張の
 である。丁度人々を重んずる次第、又た眼前に在

る目的次第である。

又た或る人は、眞實に基督教的完徳に至らんと欲して、専ら力を盡して之れを力むれども、力が足らず、或は勉勵して工妙なれども、神を頼む事が足らずして、自己を恃み過し、進むよりは寧ろ退却するのである。

終に或る人は、未だ漸く道徳の道に入らばかりであるのに、最早完徳に達したやうに思ふ事がある。

る、之れは己れに就て甚しき迷であるが、矢張其の自稱徳に就ても迷ふて居るのである。

故に若し徳に達し、眞面目に基督教的完徳に至らんと欲するならば、先づ己れを頼まず、神に信賴して、出来る限り善徳、及び完徳の望を日々引立、且つ増して行くやうに力めねばならぬ、又た徳を行ふ機會は如何なる方法によつて來るとも、一つも之れを失はぬやうに注意せねばならぬ。尙

ほ己れを避けて、數次克己の業を爲し、悔悛の業を何時にしても、止めてはならぬ。

完徳の道に於て、既に如何ほど進歩してあるとも、日々に事を爲す時は、恰も初めたばかりの如くにして、事々に、一個々々に、宛ながら完徳は此の一個の業に極まるものゝやうに注意を盡し、次の業をも同じく其の通りに爲ねばならぬ。恰も注意ぶかきものが、最も重き過失を避けるに注意

する如く、我等は輕き過失を避けるに注意せねばならぬ。

徳に附くのは、徳其物の爲め、又た神の聖意に適はん爲めにすべきものである、此の方法によれば、何時にしても、身も心も行も變る事なく、一人であつても、人と共にあつても、陰陽の差別なく、相變らぬものとなる。雷に夫れのみならず此の方法によつて、入用の時は徳の爲めに徳を措

き、神の爲めに神を措くと云ふ事も知るやうになる、徳の爲めに徳を措くとは、何の徳を撰む事なく、一の徳の代に他の徳を守る事で、假令は熱心に専ら善業を勵まんとて、樂みにして居るのに、病氣や種々の妨碍の起るのを、能く堪忍するが如き事、即ち奮發等の代に堪忍、謙遜、從順等を守る事である。又た神の爲めに神を措くとは、直接に神に對する事を罷めて、間接に對する事に從事す

る事で、假令は熱心に祈禱でもするのに、人の頼に應じて、或は人を教へ、助け、其の世話をする爲めに、祈禱を罷める事で、何事によらず神の爲めに之れをする事である。右へも左へも倚らず、後退もするな、程よき所に止りて淋しき事、單獨なる事、又は黙想や祈禱を愛せよ、神に向て度々渴望する所の善徳、及び完徳を賜はらん事を、願はねばならぬ、何故なれば、神は自ら萬徳の泉で

あつて、始終我等を召し給ふ所の、完徳其物にて在すからである。

第卅六 敵を愛する事

基督教的完徳は、神の誠を完全に守るに極ると雖も、敵を愛せよと云ふ掟は神の聖意に近寄らしむるによつて、完徳の重なる基礎の一個であると云ふ事が出来る。

若し完徳に至る道を、短くせんと欲するならば

注意して、神が敵を愛せよとの掟を以て、特に我等に何を要求したまふかと云ふ事を、探らねばならぬ、神の嘉したまふ所は、我等が敵を愛し、敵を恵み、敵の爲めに祈る事であるが、之れは冷淡に爲す、無感覺に爲す、實に大なる熱心を以て爲ねばならぬ、殆ど自己を忘れ、一心に敵を愛すること、敵の爲にすべき祈禱とに、身を委ぬる程にならねばならぬ。

敵を惠まねばならぬが、先づ其の靈魂に就ては敵に罪を以て己が靈魂を傷けるやうな機會を與へぬやうにして、身振、言葉、又た凡て舉動を以て敵を重んじ、之れを愛すると云ふ事を表して、何時でも夫れの爲めに世話する氣のある事を證せねばならぬ。

肉身上の扶助に至つては、用心と常理とを以て其の場合、又た其の敵の各自の特質、及び地位に

よつて、致すべき程を決めねばならぬ。

此の勸に従はば、徳と安和とが心に溢れる斗りになるであらう、兎も角も此の掟を守るのは、思ふ程の困難になるものではない、人性に取りては甚だ憂らさうにあるが、併し之れを真自面に實行する事を望む人、又は復讐を促す自然の傾向を懲さうと常に覺悟して居るものには、此の掟は守り易く成る。何故なれば、其の中に安和の甘味が籠

つて居るからである。夫れでも弱き性質を助ける
爲めに、最も利目のある四個の方法がある。

第一祈禱、敵を愛する事を、數次耶蘇基督に、
自ら敵を愛したまふた其の功德によつて、願はね
ばならぬ。耶蘇基督は十字架上に於て、先づ敵を
覺え、彼等の爲めに祈りたまひ、次に母を覺へ、
終に皆の後で御自分の事を考へたまふた。

第二の法は、心の中で、斯う云はねばならぬ「主

は、敵を愛せよと、我れに命じたまふによつて、
必ず我れは之れを守るべきものである」と。

第三の法は、敵が神に造られた時に受けた神の
肖像を思出さねばならぬ、然うなれば彼等に對し
て、有るべき尊重と愛とを引立ててあらう。

終に第四の法は、耶蘇基督が、我等の敵を贖ふ
爲めに、拂込みたまふた、量り得られぬ直段を、
思はねばならぬ。耶蘇基督は之れが爲めに、金銀

を用ひたまはず、御自分の血を以て、贖ひたまふのであるから、此の血を無駄に爲られる事、及び残酷に踏付けられる事を、忍びたまふ筈はない。

第卅七 糺明

能く自己に就て警醒する人は、日に三度糺明するを常とす、即ち朝晝夕である。朝と晝との糺明は省くとも、少くも夕の糺明を怠つてはならぬ。聖書を見るに神は創造の時、人の爲めに造りたま

ふた事に就て、二度も之れを好しとされたまへりとおれば、況して人は一度なりとも、神に對して致した事を、調へずに居られやうか、何時か夫れに就て必ず、嚴敷審判を受くる筈であるから、別して之れを自ら調へねばならぬ。

偕て糺明を爲る方法は斯うである。先づ前に神に向て、己が凡ての思及び業を能く知る爲めに要する所の明を願はねばならぬ。次に心の中に忠

實に慎を守りたるか、又た如何に心を持たかを、
 調べねばならぬ。第三に今日は神に事へ奉る折を
 一も怠つた事はないかと省みねばならぬ。茲に逐
 一詳細に其の事を述べは爲ぬが、此の三點の中に
 各自の爲め其の身分の勤め、及び其の義務の事は
 入つて居ると云ふ事が、明瞭に分る筈である。
 若し忠實に、聖寵に應じて善を爲した事がある
 ならば、必ず神に之れを感謝して、而して後では

之れを思ふな、自分の爲た事を、恰も未だ何を
 爲ぬが如くに、再び之れを致さうと、決心せねば
 ならぬ。
 若し犯した怠慢や過失や罪を認めた時には、神
 の尊前に耻入て謙り、之れに背いた事を一心に悔
 んで、斯う申上げねばならぬ、主よ、我れ自ら爲
 し得る事を我れは爲せり、若し主の手が我れを止
 めたまはざりせば、我れは止まらずして、尙ほ激

き事を爲す筈なりき、我れは主の止めたまひし事を感謝し奉る。希はくは最おしみたまふ聖子の御名によつて、神たる處置を爲したまひ、我れを赦して再び背かざるやう聖寵を與へたまへ」とぞ。
 終に罪の償として、之れを償はんと心の心を引起す爲め、何か意志の内部の克己の業を、自ら己れに命ずるが宜い、斯の如き業は、大に神の聖意に適ふて居る。又た肉身を懲す事を忘れず、此の種

々の贖罪の業を、忠實に守らねばならぬ。何故なれば、克己も爲す、己れをも懲さずしては、糺明は空な業に過ぎず、遅き心を隠す所の利目なき業に過ぎまい。

第卅八 安心を得る爲めの二個の規則

今まで述べて來た事に、己が行狀を従はせる人々は、充分安心を得るに足ると雖も、此の最終の章に當り、尙ほ二つの規則を示さんとす、若し

能く之れを守るならば、此の邪の世に於て、得られるだけの安和を、心に得るには、奇妙に益するであらう。

第一の規則は、不斷注意して、起る所の種々の望に、心の門を閉ぢる事である。望と云ふものは元來十字架となるべき材木のやうなもので、結ぶ所の果は、不安心と云ふものである。而して其の望の性質により、又た激しさに應じて、一層重く

なるのである。此の望の多きに従つて、十字架も多く成り、之れを組立る所の材木は夥しくなる。夫れに望を遂るに反する所の困難、及び邪魔は、恰も十字架の腕を爲す横木の如くになつて、己が望に身を委ぬる憐なる人は、之れに磔られるのである。

然らば斯の如き十字架を好かぬ人は、先づ其の望を打棄て。若し之れに磔られたならば、之れを

脱して、十字架より下るやうにするが宜い、重ねて之れを云へば、十字架を組立る望がなくなると同時に、十字架もなくなるのである。之れを避けるには、別に方法がない。

第二の規則は、敵の悪き舉動に遇ひ、又た侮辱を受けた時には、之れに心を止めずして、之れを受けた種々の場合に就て、思を廻らすな、假令は我れを害した人々の無理な事、又た其の人々が如

何なるものであるか、自ら如何に思ふて居るかと云ふ事を考へるな、斯る考は我等の心の中に、憤怒や輕蔑や憎の感じを起すのみ。斯る場合に於ては、神の方へ早く駆込み、専ら其の掟の事を思ひ、之れに離れざるやう、如何に爲すべきかを、考へねばならぬ。是れぞ徳を保ち安和を再び得るの道である。

若し人に對して爲すべき事を、自ら拒むならば

人々が我等に對して致すべき事を缺くのは、決して怪しむに足らぬ。

者し我等に害を爲した人々に對して、復讐するのを快しと思はゞ、先づ前に己れに復讐せよ、何故なれば、己れに對して害を謀る敵は、決して己れより勝つたものはないのであるから。

(心戰附録終)

明治四十年三月二十日印刷
明治四十年五月廿五日發行

轉譯兼 發行所 鹿兒島市山下町二百九十五番戶
ラ

執筆者 鹿兒島市山下町百九十番地
加古義一

印刷者 東京市芝區櫻田備前町九番地
石丸鐵三郎

印刷所 東京市京橋區鈴木町二番地
東亞印刷株式會社

東京市神田區錦町一丁目十番地

發行所 三才社

